

公開・非公開の別

公開  部分公開

非公開

## 令和2年度 第1回浜松市人権施策推進審議会

1 開催日時 令和2年7月17日（金）午前10時00分から午前11時30分

2 開催場所 市役所 本館8階 第3委員会室

3 出席状況 審議会委員 青木 稔典（アオキ トシノリ）  
赤池 千明（アカイケ チアキ）  
浅岡 正義（アサオカ マサヨシ）  
荒巻 太枝子（アラマキ タエコ）  
岡本 孝子（オカモト タカコ）  
河合 亮子（カワイ リョウコ）  
栗田 芙友香（クリタ フユカ）  
下澤 嶽（シモサワ タカシ）  
鈴木 恵子（スズキ ケイコ）

健康福祉部 山下部長、小田切次長、真田課長補佐  
事務局 人権啓発センター：枝村所長、井川、柴田

欠席委員 野田 由佳里（ノダ ユカリ）

4 傍聴者 4人（一般：3人、記者：1人）

5 議事内容 1 会長の選任及び会長職務代理者の指名  
2 第2次浜松市人権施策推進計画について  
3 令和元年度人権施策事業報告及び令和2年度人権施策事業計画  
について

6 会議録作成者 人権啓発センター 柴田

7 記録の方法 発言者の要点記録

録音の有無 有  無

## 8 会議記録

1 委嘱書交付

2 開会

3 健康福祉部長あいさつ

4 委員紹介

5 議 事

(1) 会長の選任及び会長職務代理者の指名

浜松市人権施策推進審議会条例第4条第1項により委員の互選

岡本委員より浅岡委員を会長に推薦する旨の提案

委員の賛成多数により浅岡委員に会長をお願いする

浜松市人権施策推進審議会条例第4条第3項により職務代理者を会長が指名。浅岡会長より、鈴木委員を職務代理者に指名

(2) 第2次浜松市人権施策推進計画について

事務局より説明

計画についての質問意見

(鈴木委員)

パートナーシップ宣誓制度の創設について、すでに創設されているが計画策定が3月なので、検討を進めるという記載になっているのか。

(事務局)

3月時点では、まだ施行まで至っていないためそのような記載となっている。

(鈴木委員)

記載内容は変更されるのか。

(事務局)

3月時点で、この計画で取組を進めていくというものであるため、計画を立てたものがその間に進められたというものになる。計画としては記載変更しない。

(下澤委員)

パートナーシップ宣言された方が、受けられるサービスは具体的に何があるか。

(事務局)

よく言われる例としては、病院に入院した際に、ご家族以外の方だと説明を遠慮していただく場面があるが、そういった場面でも家族として認め、説明を受けることができるといったものがある。

(下澤委員)

そういったことが促進されるということか。

(事務局)

取組事業者の方にご協力いただきながらそういったことが進められる。

(下澤委員)

市役所の中でこういうものがより使いやすくなる、また、以前よりも優先的に使えるようになるといった面はあるか。

(山下部長)

市営住宅の入居について、今までは籍を入れていないと入居できなかったが、家族とみなして入居できるようになった。

(荒巻委員)

幼児期の人権教育として毎年人権啓発絵本をいただいているが、絵本の表現の仕方が幼児期の子ども達の生活や発達の状態から見ると少しずれがあるのでは。

まず、幼児期の子ども達の人権というのは、多様性があるということ。子どもによって得意不得意があって、それがあるからこそ面白いものが出てくる、お互い協力すると違うものが出てくるというような道筋を示していただきたい。そこが一番、人権のベースだと思う。絵本にいつも出てくるものが、いじめをする子ども達がいいて、まずそういう子は良くないことが前提ということに違和感がある。子どもはヒーローものが好きで、そういう子ども達の心理を見ていると、悪者がいて僕は正義の味方だからやっつけなきゃいけない、そういう発想をする。いじめをやっている子は悪いというメッセージを出されると少し違和感がある。もう少しみんなで楽しい生活を作っていくという視線に変えていただきたい。今後の計画の中で活かしてほしい。絵本の校正が決まった時点で内容について聞いていただければと思う。有効活用していただけるともう少し子ども達に伝わりやすい。

虐待に関しては、例えば私立幼稚園の場合、県の教育委員会や私立幼稚園の団体、浜松市からの案内があるが、幼稚園協会が主催するような集会があっても良いと思う。正直、どういった講師をお願いしたら良いのか分からない。情報が少ないので、講師の案内をしていただきたい。

計画の平成 30 年実施の人権に関する意識調査結果の問 3 「人権尊重の意識が、生活の中に定着していますか？」という設問が抽象的で分かりにくいのが、はいの回答の低さの要因だと思う。問 2 の「自分以外の人の人権を尊重できていますか？」と問 3 の違いを聞かれた場合に分からない。次回調査する時には、設問を具体的にした方が良い。

(事務局)

絵本の対象は小学生のため、幼児対象となると幅が広いので、皆様のご期待に沿えないというところはある。一つの考え方として、荒巻委員が言われたように、教科書的な絵本になっているのではという指摘を受けることはあるので、結論付ける形ではなく、どうしたら良いのか等考えてもらうような形も取ればと考えている。荒巻委員に指摘されたことを参考に絵本の内容について検討を進めていくようにしたい。

講師については、人権啓発センターだけでは把握できないところもあるが、市の担当課、例えば、児童相談所等そういったところでも研修会等あるので相談を受けることはできるかと思う。

意識調査の設問に関しては、確かに荒巻委員がおっしゃられた通り、実は別のところでも指摘されている。今後、市民アンケートの中で、定着度を計るような設問を考えている。そこで、「生活の中に定着していますか？」という聞き方ではなく、「お互いの人権を守りながら生活できていますか？」というような柔らかい聞き方に変えていければと考えている。

「生活の中に定着していますか？」と聞くと数字が低くなるといったことは議会の中の委員会で報告した際にも指摘を受けている。今後、特に次回の意識調査では見直しをしていきたい。

(栗田委員)

荒巻委員がおっしゃった、絵本の校正の時点で委員に意見を伺うのは可能なのか。先ほど絵本が教科書のような内容になっており、内容を検討したいとのことだったが、内容について意見を聞くのは審議会の委員なのか専門の方なのか聞きたい。

(事務局)

絵本の作成については、業者に委託をしている。プロポーザル方式の委託ということで、こちらからテーマを設定し、いくつかの業者に内容の提供をいただく。いただいた提案の内容を見ながら、その評価によって委託の業者を決めていく。提案いただいて評価をする場が必要なので、そこで市の関係者や、去年は岡本委員にも審査委員をお願いし、審査を行った。事業提案として絵本のあらすじのようなものを業者に提案いただいた時点で、荒巻委員等に内容についてご相談させていただくことは可能かと思う。逆に内容が固まってきた時点では相談するのが難しくなる。

(河合委員)

中学校に絵本が届くが、この絵本は大体幼稚園や小学校が舞台である。幼児への早期教育が目的だと分かるが、中学校に送られてきてもほとんど活用されていないため、中学生向けに新たな資料を作れないか。

(事務局)

絵本に関して、一度に幼稚園児から中学生までを対象にするのは難しい。毎年一冊ずつ作成しているが、毎年対象を変えながら作成することを検討したい。中学生向けの啓発資料について、教育委員会の指導課等と何か方法がないか、学校現場での指導に関して相談し、教育委員会と話したことについて次回の審議会で報告させてもらうということとさせていただきたい。

(岡本委員)

絵本について、昨年委員を担当したが、たいへん難しくて悩んだ。対象や何をポイントにするのか、自分の経験を基にするのか等。

(荒巻委員)

そもそも幼児期から中学生まで全部網羅するということに無理がある。今年は幼児、今年は小学生という区切りで良いかと思う。絵本でなくてもピクチャーボード3枚ぐらいにして、こういう状況の中でみんなならどう考える？と子どもに意見を投げかけるようなボードでも良いと思う。対象に合わせて教材を考える必要はあるかと。

(岡本委員)

絵本を対象の子どもに読んでもらうだけではなくて、人権擁護委員は読み聞かせや人権教室でも活用する。

(事務局)

いただいた意見を参考にしながら今後の絵本の作成に繋げていきたい。

(下澤委員)

人権啓発センターで相談事業があるかと認識していたが、まず相談事業がどういう形で行われているのか。各種相談コーナーが多数あるかと思うが、人権に特化した相談があるのかどうか、もしくは場所を紹介しているような状態なのか、また、相談内容の分析はしているのか。

(事務局)

人権啓発センターとして相談を受付はしていない。人権啓発センターに相談が寄せられた時に、内容によってそれぞれ市の内部で担当の部署に案内、人権に関しては法務局で人権相談を行っているのでそちらにお繋ぎしている。統計的などころでは、法務局の方で全国的な相談件数や相談内容について全国レベルで統計されている。

(下澤委員)

啓発が主で調整が一部なんですね。

(事務局)

人権啓発センターとしては、イベントや講座、講演会、研修といった市民の方に知らせていく啓発活動が主な事業になっている。

(3) 令和元年度人権施策事業報告及び令和2年度人権施策事業計画について  
事務局より説明

事業報告についての質問意見

(下澤委員)

コロナ感染者に関する何らかの調査や情報収集する予定はあるか。また、医療従事者に対しても予定はあるか。

(事務局)

今のところ予定はない。

(下澤委員)

感染者が比較的少ない地域ではある。取り組み方が難しかったり、流言飛語が飛躍して飛び交ったりすることもあるので、取り組みについてこうすべきだというのはないが、発信する情報は常に蓄えていただくと良いのではという印象は持つ。

(事務局)

人権啓発センターのホームページの中で噂話や誤った情報で差別等に至っていませんかというものをお知らせしたり、法務大臣のコロナ差別に関するメッセージに

についてもリンクして見られるような対応をしたりした。今後いろいろな情報収集をしながら対応についても検討していく。

(栗田委員)

地域ふれあい講座について、開催回数 12 回ということだが具体的にどのような研修をされているか。

(事務局)

基本学習については、幼稚園・小学校・中学校の PTA を対象に、「人権啓発資料 思いやりの心すてきな笑顔」という冊子に基づいて人権問題の説明をしている。また、啓発用の DVD があるので、そちらを前半に視聴していただく。一時間半程度の講座だが、後半 45 分は、開催日ごとにそれぞれ講師が異なり、学校の先生の OB 等それぞれの分野で様々な経験に基づいた講話やグループワークをしていただく講座を行ってきた。

発展学習については、基本学習に出席していただいた方の中から希望の方に参加してもらっている。考え方としては、基本学習で基礎的な内容・基本的な考え方を学んでもらって、そのもう一段上の形として発展学習を位置付けている。講師の先生に一時間半程度お願いして、講義やグループワーク等の研修・講座を実施している。

(鈴木委員)

啓発活動をいろいろな形でこれからもやられるかと思う。駅の構内の広告等そういったもので皆さんの手元に渡って見てもらうということも大事だが、無関心な人や若い人には、人権その言葉自体が難しく感じると思う。無関心の人に関心を持ってもらうには、やはり若い人を対象にした啓発が必要。もう一つは、文字離れが多いので、冊子を渡してもあまり読んでもらえない。若い人は SNS が得意なので、SNS を利用した広報も良い。県の人権センターも Facebook や Twitter を活用し、大変な思いをしている。菊川市の人権擁護委員は Twitter や Facebook を盛んに活用している。市の方だと得意不得意があるかと思うが、浜松市には大学がいくつかあって、大学生は SNS が得意。ボランティア活動をしている大学生もたくさんいる。そういう社会貢献をしようとする気持ちのある大学生を上手に仲間に引き入れて Twitter でやってみるのはどうか。もちろんどういう内容を上げて良いのかというのは一旦見ないといけないのかもしれないが、もう少し気楽に若者が人権に接することができる方法を考えていくと良いと強く感じる。

障がいのある人の人権で、体験講座では担当課の職員が講師になっているとのことだが、障害のある人で講師になって研修できる方がたくさんいらっしやる。当事者でないと分からない気持ちというのは、障害のある人だけではなくてセクシャルマイノリティの方もそうだが、やはり私達では気付けないことがあるかと思うので、そういう体験をしている方を是非講師にさせていただきたい。

(事務局)

まず、最初にご提案いただいた啓発のあり方について、実は第 2 回の審議会のテーマとし、皆様のお力や経験、知恵を寄せていただいてこうしたら良いのではというような検討の場として第 2 回審議会を考えていた。どうしても私達だけだと視野が

狭かったり、知識が少なかったりということがあるので、次回の審議会の中で様々なご意見をいただきたい。人権啓発センターと様々なところに繋がっていくことが必要だと思っているので、繋がれるところを次回の審議会の中で情報を頂いて、次の取組、関心が少ない方にどうやって伝えていくかということについて検討していければと考えている。

(荒巻委員)

企業の CSR や人事の活動、企業が自主的にやっている活動の内容について、また、企業の取組ではなくて、企業が独自にやられていることをどこが把握しているか。

(事務局)

人権啓発センターとしては取組を把握しているという事例はない。ハローワークが、企業の人権担当者との関わりを持っているので確認をする。この場ではお答えしかねる。また、ハローワークにそういう情報があるかどうか確認した上で、次回審議会の中で最初にご報告させていただければと思う。

(荒巻委員)

民間の取組を情報交換しておくとし市の取組自体に方向とか厚みが出てくるかと。

(鈴木委員)

浜松市で CSR 表彰をされているが、人権に関わることはなかなか出てこない。募集するときに、企業に人権に近いようなことで CSR 活動・事業に取り組んでいるか募集をして、そういうのが一つでもあると企業も情報を外に出しやすいと思うがどうか。

(山下部長)

具体的なテーマを絞っての募集はしていないと思う。公募の事例として人権について挙げることでそういうものも対象だと分かってもらえるかと思うので、その点について調整をしていきたい。

(青木委員)

特に SDG s の取組はグローバルな取組になっているので、これと SDG s の取組を浜松市内の企業はどのような風に取り組んでいるのかというのはおそらくアピールされている事項だと思う。その事項と第 2 次計画の SDG s と関連するというのがメインになっているので、この辺と絡めて地域の活動を宣伝していければより大きな広がりになっていくかと思う。

(河合委員)

犯罪被害者の支援ということだが、警察協議会で浜松市は犯罪被害者を直接支援する条例がなく、警察と条例を作っていく方向に持っていけないかという話をしている。犯罪者は人権が保護される。氏名も伏せられるし顔も隠される。しかし、被害者はマスコミに追われたり晒し者になってしまったり、市からのお見舞金もない、そういうのはおかしいのでは。静岡県でも条例を作って、市が関わっているところは本当に少ないそうだが、浜松市はどうなのか。

(事務局)

こちらの主管が市民生活課になるので、現在の状況等確認して改めての報告をさせ

ていただきたい。

6 閉 会